

分野別 分析表

分類A：不利益取り扱い
 分類B：合理的配慮の欠如

(浜家連 差別事例アンケート)

分野： ② 福祉

分類区分	分類内容	件数	共通分類		事例	コメント	対策
			A	B			
201	在宅で外の社会とつながるのが難しい精神障害者の特性に対応した訪問型の支援機関やサービスが不十分。制度の不備。	3	1	3	・精神障害の特性から社会的に孤立して支援サービスにつながらない人がいる。 身体・知的障害に比べると、精神障害に対する訪問サービスが少ない。	精神障害者は障害ゆえに自ら外出して福祉サービスの相談をすることが苦手で孤立しがちである。その特性に配慮した訪問型のサービスが不十分なために必要な支援を受けられないのは合理的配慮の欠如である。	精神障害の特性を理解して、障害者が出向かなければ受けられない福祉サービス以外に、訪問型の支援サービスを拡充すべきである。
202	24時間365日のケア付きグループホーム等の施設が知的障害者向けにはあるが、精神障害者向けのものはほとんどない。	1	1	1	・精神障害者向けの24時間・365日のケア付きのグループホームなどの施設・サービスがほとんどない。 知的障害者向けにはそのようなグループホームは多くある。	在宅で高齢の親に生活を依存している精神障害者が自立するために、また退院後の受け皿となる場を提供するために、ケア付きの住居は必須である。その福祉サービスがほとんどない状態は制度の不備による差別である。	精神障害者向けの福祉施設として、24時間365日のケア付きグループホーム等の住居を拡充すべきである。
203	公共交通サービスの割引が他障害者と比べて不平等（横浜市バス・地下鉄でも介護者半額になっていない）。	2	2	2	・身体・知的障害者には、介護の付き添い者に対する、市バス・地下鉄の割引があるが、精神障害者にはそのような割引制度がない。	障害のために付添がいなければ交通機関を利用できない精神障害者に、知的・身体障害者と同じような公共交通機関の運賃割引がないのは不平等である。	障害のある人すべてが分け隔てなく生活できるような環境を整えるべきである。公共交通機関の運賃割引を他障害者と同じにすべきである。
204	福祉関係の行政や業者、市民活動支援機関などの窓口担当者の対応や説明が不十分または不親切で差別的である。合理的配慮の欠如	9		9	・入院中の娘の退院について区役所に相談に行ったとき、「当事者の診断名も、どんな薬を服用しているかも知らないとは呆れた。勉強して出直してこい」と言われた。 ・当事者が家をちょっと出てみたいというので区役所に出向き、2～3週間過ごせるところを教えてもらおうとしたが、何の対応策も教えてもらえなかった。	当事者や家族のことを一番理解して対応すべき支援者がこのようなきつい言動を発することは、不誠実な態度による差別であり、合理的配慮の欠如そのものである。障害者や家族は耐え難い苦痛を感じる。横浜市の各区福祉保健センターの高齢・障害支援課の職員一人が受け持つ手帳所持者はおよそ1,000人である。このような分類の応募事例は福祉の分野での差別事例分類の内、34%（9/26件）と、最も多く、深刻である。	支援機関の担当者の差別的言動に対する苦情を訴える相談機関を設けて、個別に事情聴取、調整をすべきである。 行政は、公的支援機関の担当者の人員が不足していて余裕がないために当事者の要望に応えきれない現実を調査し、増員その他の対策を講じなければならない。 また、福祉サービス担当者に対する指導・教育、再教育のシステムを見直すべきである。
205	地域活動支援センターの工賃は低すぎて、生活の糧にはほど遠く、また労働意欲の妨げになっている。合理的配慮欠如。	1		1	・地域活動支援センターの作業所や就労継続支援B型事業所の工賃は低すぎて、生活の糧にはほど遠く、また労働意欲の妨げになっている。	障害者のリハビリと自立を支援すべき就労支援の実態が生活の充足や自立への意欲の疎外要因になっていることは、制度上の不備による重大な差別である。	行政は、精神障害者が安心して暮らしていけるように、また将来に希望を持てるように、就労支援事業における工賃仕事の提供の仕方を全面的に再検討すべきである。

区分	分類内容	件数	A	B	事 例	コメント	対 策
206	支援機関や福祉サービスの規則やスタッフの言動が精神障害者の特性に配慮していない。	6		6	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設で、「〇〇は非常識だから」と当事者の前で言われた。当事者は病気でいろんな面に対応できなかったり融通が効かなかったりする。そんなことを十分に理解しているはずのスタッフにあるまじき言動を浴びせられる。そのために、入院となったり、人を信頼できなくなるなど、福祉施設に通っているのに調子が悪くなった。 以前、ガイドヘルプサービスを利用した時、当事者に対して「遅い、早くしろ。何でできないのか」などの、馬鹿にするような言動があった。 	障害者の苦労を理解して対応すべき福祉サービスの支援者が無理解な言動を發することは、不誠実な態度による差別であり合理的配慮の欠如である。精神障害者のリカバリーの妨げともなる。	福祉サービスの担当者の差別的言動に対する苦情を訴える相談機関を設けて、個別に事情聴取、調整をすべきである。行政は、福祉サービス機関の担当者に対する指導・教育、再教育のシステムを見直すべきである。
207	アパートの契約、スポーツセンター利用、福祉パス利用のバス乗車、学校などで精神障害者への無理解な言動があった。	4		4	<ul style="list-style-type: none"> スポーツセンターで、障害者割引を受けるために手帳を見せたら、「本当に障害者なのか」と聞かれ、いやな思いをしたと本人が言う。その後、行くことができなくなった。 アパートを契約する時点で、住宅保険会社から親・兄弟の職場まで電話をかけてきて、病状や過去のことまで詳しく聞かれた。退院して十分にアパート生活が可能という医師の診断を全く理解していない会社があった。 	一般の商業施設・事業者等による精神障害者への差別的言動は、多くは障害に対する誤解や偏見、無理解による差別である。	行政は、個人の人格は犯すべからざるものであり、蔑みは偏見で差別であることを、あらゆる場、手段を通して教育・啓発すべきである。差別的言動に関して苦情を訴える相談機関を設けて、個別に事情聴取、調整をすべきである。
299	差別とは断定できない	1			<ul style="list-style-type: none"> 行政からの、障害手帳に関する書類に、ゴム印が斜めに、しかもはっきりしない押し方であった。 	誰に対しても、しっかりと押印する必要があると思うが、精神障害者宛だからということはないと考える。	
	合 計	27	4	26			